

第3章 計画の目標及び方向性

第1節 望ましい環境像

本計画の望ましい環境像は、四街道市総合計画の将来都市像ならびに基本目標、施策分野等と整合を図り、次のとおり定めました。

【四街道市環境基本計画の望ましい環境像】

『みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち』

本計画では「みどり」を自然植生の緑だけでなく、人の手が加わった公園などの市街地の緑も含めた総合的な概念として捉えます。なお、市民憲章においても、緑に関する項目(私たちはみどりを愛し、樹木や花の多い、きれいなまちをつくりましょう)が掲げられています。

(参考)四街道市総合計画について

平成26年度を初年度とする四街道市総合計画の基本構想では、「将来都市像」「基本目標」を次のように定めています。また、環境基本計画に関連する方向性として、基本目標4「みどりと都市が調和したうるおいのあるまち」において、①環境保全、②循環型社会、③住環境、④生活基盤といった施策分野を定めています。

【将来都市像】

人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道

【基本目標】

基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

基本目標2 安全・安心を実現するまち

基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

基本目標5 にぎわいと活力にあふれるまち

基本目標6 とともに創る将来に向けて持続可能なまち

第2節 計画の体系

本市は、都心から40km圏内にありながら貴重な自然が残され、人々の生活と自然が接近していることが大きな特色です。この暮らしやすい本市の特色を将来の世代に伝え、守っていく責務が私たちにはあります。

そこで、本計画の望ましい環境像である「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を達成するために、市民・市民団体、事業者及び市が一体となって環境保全・環境創造に取り組む方向性として下表のとおり5つの分野ごとに長期目標を設定しました。

また、本計画を推進していくためには、市が総合的かつ効果的に施策・事業を展開していく必要があります。そこで、この5つの長期目標の達成に向けて、施策の基本方針を下表のとおり決めました。

● 計画の体系 ●

望ましい環境像	長期目標	施策の基本方針
みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち	(安全安心・生活環境分野) 1. 健やかに安心して暮らせるまち	①生活環境の保全対策 ②美しく快適なまちづくりの推進 ③暮らしやすさの向上
	(循環型社会分野) 2. 循環型社会の実現に向けた 仕組みづくりを実践するまち	①3R ^{*1} の推進 ②ごみの適正処理の推進
	(低炭素社会分野) 3. 次世代に引き継ぐ 低炭素社会の実現に貢献できるまち	①省エネルギーの推進 ②温室効果ガス排出量の削減
	(自然分野) 4. 思いやりの心が育まれる 自然豊かなまち	①自然とのふれあいの推進 ②生物多様性 ^{*2} の保全
	(環境教育・行動分野) 5. みんなで環境づくりに取り組むまち	①環境情報の提供 ②環境保全活動の推進 ③環境教育・環境学習の推進

^{*1} 3R: Reduce(ごみを出さない)、Reuse(ごみを再利用する)、Recycle(再資源化)の頭文字をとって3Rと言います。

^{*2} 生物多様性: 地球上には約3,000万種とも言われる多くの生物が生きています。これは生物が、生命の誕生以来、地球環境の変化と生存競争のもと、お互いに影響を及ぼし合いながら進化してきた結果であり、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史を持つ固有の存在です。こうした生物はまた、様々な環境でつながりあって生きています。こうした「固有性」と「つながり」を生物多様性と言います。

長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】

本市は生活環境が比較的良好な都市といえますが、野焼きと羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情の割合が多い傾向にあることに加え、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことなどから生活環境について改善する余地が残されています。

また、安心して暮らすには、憩いとうるおいを感じることのできる緑地の整備や、道路施設のバリアフリー化の推進などが重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、私たちが暮らしていくうえで欠かせない生活環境の保全と、総合的な都市整備に取り組み、生活環境の保全と快適環境の向上の推進に向けた『健やかに安心して暮らせるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①生活環境の保全対策

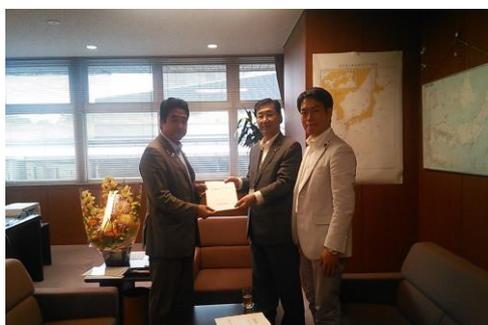
大気、水質、騒音等については千葉県や国等の関係機関への働きかけを含めた対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくり及び生活環境の保全対策を推進します。

②美しく快適なまちづくりの推進

市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、公園の整備、街路、住居、事業所での緑化、水辺空間の整備、違法駐輪対策などを実施し、美しく快適なまちづくりを推進します。

③暮らしやすさの向上

円滑な交通の確保、歩行者等が安全に利用できる道路づくりを進めるとともに、道路施設のバリアフリー化や排水対策の推進など、安心・防災面に配慮したまちづくりを進め、安全安心につながる都市整備を推進します。



国土交通大臣に対する航空機騒音に関する要望書の提出



物井さとくらし公園

長期目標 2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムやライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会の構築に向けた取組は、現在避けることのできない課題となっています。また、本市には最終処分場がなく、焼却灰等のごみの焼却残渣の処分は、他の自治体に依存している状況です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協調して廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、『循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①3Rの推進

3Rの推進のために、不用品の交換の斡旋やエコショップ認定を継続するとともに、事業者には製造・流通過程での資材の再利用を働きかけ、ごみ発生量の削減を図ります。

また、自治会や子ども会などによる資源回収活動や資源回収団体への支援をはじめ、リサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率^{*1}のさらなる向上を図るとともに、マイバッグ運動や使い捨て製品の使用自粛などを市民に呼び掛け、廃棄物に関する3Rに対する市民意識の向上を図ります。

②ごみの適正処理の推進

ごみの適正処理の推進のために、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、最終処分量の削減を図ります。また、不法投棄禁止についての広報、監視員制度を活用した市内パトロールを行うことにより、不法投棄のないまちづくりを推進します。



不法投棄禁止看板



資源ごみの集団回収

^{*1} リサイクル率：市で処理するごみ処理総量のうち資源回収物が占める割合です。

長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】

地球温暖化問題に代表される地球規模での環境問題に対応していくことは、私たちの世代の責務となっています。また、東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故は、あらためて我々のエネルギー消費に対する意識を見つめなおす契機となりました。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が一体となって、地球温暖化対策に継続して取り組んでいくとともに、再生可能エネルギー^{*1}の導入など省エネルギーに取り組み、『次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①省エネルギーの推進

省エネルギー建築の推進、住宅用省エネルギー設備導入に対する補助制度活用の推進などによる省エネルギー設備の導入促進、省エネルギー行動の啓発などにより省エネルギーを推進します。

②温室効果ガス排出量の削減

公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度活用の推進などにより、身近な再生可能エネルギー資源の有効利用を促進します。また、公共交通機関の利用促進、エコカー^{*2}導入の推進、エコドライブの普及啓発等により、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。



旭小学校の太陽光発電設備

^{*1} 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど持続的に利用することができるエネルギー源から得られるエネルギーのことを指します。

^{*2} エコカー：一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車。電気自動車やハイブリッド車、一定の環境性能を備えたガソリン車及びディーゼル車のことです。

長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

谷津田、里山など市内に残る自然環境は市民の安らぎの空間としての役割を持つほか、生態系をになう重要な要素です。わたしたち人間も生態系^{*1}を構成する一部としてこれらから多くの恩恵を受けていることから、自然環境を保全していくことはとても重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協働して、森林、谷津田や里山の保全、農業の活性化に取り組み、生物多様性の保全に向けた『思いやりの心が育まれる自然豊かなまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①自然とのふれあいの推進

市民農園の利用促進を図るとともに、自然観察会等への支援を推進し、自然とふれあえる機会を市民に提供します。

②生物多様性の保全

生物の生息基盤となる森林・農地の所有者への支援を推進するとともに、里山、谷津田、河川を総合的に保全することで、良好な生態系を維持し、生物多様性の保全を図ります。また、生物調査等の実施により、本市に生息・生育する貴重な生物を把握するとともに、その保護について検討します。



栗山みどりの保全事業区域

^{*1} 生態系：ある地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを示します。

長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】

環境保全への取組は、継続的な環境教育・環境学習が欠かせないものであり、教育現場、地域現場などすべての主体が一体となり行動、学習することが必要です。加えて、東日本大震災後は、地域のきずなの重要性があらためて見直され、地域活動に参加する機運が高まっています。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、NPO、地域コミュニティなど地域社会を構成するさまざまな主体との連携・協働を一層強固なものとし、環境教育・環境学習の推進に取り組み、『みんなで環境づくりに取り組むまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①環境情報の提供

環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報を提供します。

②環境保全活動の推進

環境保全団体と市との連携を強化するとともに、環境保全団体同士のネットワークづくりを促進します。市民・市民団体、事業者、市が協働した環境保全活動の実現に向け、三者が交流できる場の整備を図ります。

③環境教育・環境学習の推進

環境家計簿の普及啓発、自然観察会等への支援や本市の環境に関する副読本の作成、環境学習プログラムの充実など環境教育・環境学習の推進を図ります。



市民との清掃活動の様子